

武道館条例（昭和 61 年岩手県条例第 46 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 又は表 2 に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表 1 又は表 2 に掲げる額に表 3 に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合にあっては、表 4 に掲げる額
- 3 1 により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表 1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区 分		利用料金												区分 使用	個人使用 1 人 4 時間ま でごとに 普通 使用 ( 1 回に つき ) 回数 使用 ( 6 回に つき )		
		貸切使用															
		土曜日及び休日						その他の日									
		入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合						
		8 時 から 12 時 まで 1 時 間ま でご とに	12 時 から 17 時 まで 1 時 間ま でご とに	17 時 から 21 時 まで 1 時 間ま でご とに	8 時 から 12 時 まで 1 時 間ま でご とに	12 時 から 17 時 まで 1 時 間ま でご とに	17 時 から 21 時 まで 1 時 間ま でご とに	8 時 から 12 時 まで 1 時 間ま でご とに	12 時 から 17 時 まで 1 時 間ま でご とに	17 時 から 21 時 まで 1 時 間ま でご とに	8 時 から 12 時 まで 1 時 間ま でご とに	12 時 から 17 時 まで 1 時 間ま でご とに	17 時 から 21 時 まで 1 時 間ま でご とに	1 区 分ご とに			
大道場	小学校 児童、 生徒及 び学生	円 800	円 1,000	円 1,660	円 1,590	円 2,000	円 3,320	円 670	円 830	円 1,390	円 1,330	円 1,660	円 2,770		貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の 50 パー セント に相 当す る額	円 110	円 550
	一般	1,590	2,000	3,320	3,180	3,990	6,640	1,330	1,660	2,770	2,650	3,320	5,530			260	1,300
柔道場 及び剣 道場	小学校 児童、 生徒及 び学生	400	500	830	800	1,000	1,660	340	420	700	670	830	1,390			110	550
	一般	800	1,000	1,660	1,590	2,000	3,320	670	830	1,390	1,330	1,660	2,770	260		1,300	
弓道場	近的場	小学校 児童、 生徒及 び学生	430	430	860	860	860	1,720	360	360	720	720	720	1,430	110	550	
		一般	860	860	1,720	1,720	1,720	3,440	720	720	1,430	1,430	1,430	2,860	260	1,300	
	遠的場	小学校 児童、 生徒及 び学生	220	220	430	430	430	860	180	180	360	360	360	720	110	550	
		一般	430	430	860	860	860	1,720	360	360	720	720	720	1,430	260	1,300	
相撲場	小学校 児童、 生徒及 び学生	180	180	360	360	360	720	150	150	300	300	300	600	110	550		
	一般	360	360	720	710	710	1,430	300	300	600	590	590	1,190	260	1,300		

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。

3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

4 貸切使用の場合において、8 時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間 1 時間につき、8 時前及び 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、

30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分	利用料金												区分ごとに	
	貸切使用													
	土曜日及び休日						その他の日							
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				
	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで		
大道場	円 15,890	円 24,880	円 33,190	円 47,660	円 74,650	円 99,580	円 13,240	円 20,740	円 27,660	円 39,720	円 62,210	円 82,980	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額	
柔道場及び剣道場	7,950	12,440	16,600	23,830	37,330	49,790	6,620	10,370	13,830	19,860	31,110	41,490		
弓道場	近的場	4,290	5,370	8,590	17,140	21,460	34,340	3,570	4,470	7,160	14,280	17,880		28,620
	遠的場	2,150	2,690	4,300	8,570	10,730	17,170	1,790	2,240	3,580	7,140	8,940		14,310
相撲場	1,780	2,150	3,580	7,130	8,590	14,300	1,490	1,790	2,980	5,940	7,160	11,920		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区分	単位	利用料金			
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合		
第1会議室	1時間までごとに	円 500	円 1,150		
第2会議室	1時間までごとに	200	480		
第3会議室	1時間までごとに	190	460		
第4会議室	1時間までごとに	190	460		
ステージ	1時間までごとに	220	680		
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	650
		回数使用（6回につき）	750		
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	300	650
		回数使用（6回につき）	1,500		
放送設備（アリーナ）	1式1時間までごとに	220	520		
放送設備（その他）	1式1時間までごとに	190	460		

電光得点盤	1式1時間までごとに	260	520
電光掲示板	1式1時間までごとに	200	400
ピアノ	1台1時間までごとに	420	840
机	1台5時間までごとに	30	60
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
防具	1組1人1回ごとに	110	
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	80
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120
レスリングマット	1式1時間までごとに	150	300
テント	1張1日までごとに		円 310
ロッカー	1回につき		100
シャワー	1回につき		100
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円
----------------

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。